

令和8年度 食のアップサイクル商品出口戦略強化業務委託【モデル構築】

仕様書

1 業務委託の名称

令和8年度 食のアップサイクル商品出口戦略強化業務委託【モデル構築】

2 業務実施期間 契約締結の日から令和9年1月31日まで

3 予算上限額 金1,750,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

4 委託業務内容

未利用食材を活用したアップサイクル商品の出口戦略強化に必要な業務及び実績報告を行う。

なお、この仕様書に定めるもののほか、実施に当たり疑義を生じた場合は、委託者と受託者双方で協議のうえ決定する。

項目	内容
1	商品の企画 未利用食材を活用し、アップサイクル商品を1品以上企画すること。商品は「マーケットイン」の考え方にに基づき企画する。
2	商品の試作 項目1の企画に基づき、未利用食材を活用してアップサイクル商品を1品以上試作すること。
3	商品の製造 項目2に基づき、試作した商品を実際に販売するため、未利用食材の調達から製造までの一連の流れを構築し、アップサイクル商品を製造すること。なお、未利用食材の発生地及び製造場所は原則として静岡県内とする。ただし、合理的な理由がある場合に限り、未利用食材の発生地又は製造場所のどちらか一方が県外でも可とする。
4	商品の販売 項目3に基づき製造した商品を仕入れて販売する。また、静岡県内の事業者が製造した既存のアップサイクル商品を3品以上仕入れて販売する。そのため、販売出口の確保や売上向上を目指し、販路開拓や販売促進を行う。販売期間は原則2週間以上とする。
5	創意工夫の取組 未利用食材の活用促進やアップサイクル商品の販売拡大に効果的な創意工夫の取組を提案し、予算の範囲内で実施すること。
6	中間報告 事業の進捗を確認するための中間報告会を開催すること。
7	実績報告 本業務の成果をまとめた業務実績報告書を提出すること。業務実績報告書には、業務の実績のほか、未利用食材活用のための調達から販売を通じて判明した課題や実施した工夫、成功事例等に加え、販売実績や今後の継続販売の見込みなども記載すること。

5 成果品

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 試作商品のサンプルまたは写真 | 1商品につき1つ又は1枚 |
| (2) 業務実績報告書 | 1部（A4版） |
| (3) (3)の電子データ | 1式（PDF形式） |

6 その他留意事項

- 委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。
- 個人情報保護法（平成15年法律第57条）及び静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）の遵守等、個人情報の管理には十分留意すること。
- 委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、または請け負わせないこと。ただし、委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。
- 業務実施期間中は、主任担当者を置き、常時、連絡が取れる体制をとること。